

陳 述 書

平成 19 年 2 月 20 日

氏名 加 藤 雅 昭 ⑩

1 経歴

私は、長年、多数の雑誌社などから依頼を受け、人物、風景、食文化、環境問題、ニュースなど幅広い分野で撮影し、雑誌などを中心に作品を発表してきたフリーランスの報道写真家です。

報道写真は取材・撮影現場での変化に対応したすばやい動きが要求されるため、私の場合には大型カメラは使用せず、35 ミリカメラのみを使用して撮影に望みます。テーマを念頭に置きながら取材・撮影現場の現実を自分の感覚で臨機応変に切り取るという撮影スタイルです。

近年は、私のこのような撮影スタイルを理解した編集者などから食文化に関する撮影依頼が多くなりましたが、撮影スタイルは一切変わっていません。

なお、私は、1980 年に雑誌のスタッフカメラマンとして写真家としてのキャリアをスタートさせましたが、当時は、月極めの給料をもらい専属フリーという契約であったため、自分の撮影した写真原版の所有権はもとより、写真の著作権も自分のものではありませんでした。

3 年余り専属として働いた後、1984 年に独立しましたが、写真家の財産である写真原版の所有権と著作権を自分のものにできなかった反省から、以後は、出版社に必ず明確な著作権の帰属とポジフィルム返却を確認し、完全なフリー写真家として歩み始めました。

2 サライ編集部との取引の一般的な流れ

私が、サライ編集部からの依頼を受けるようになったのは、1998 年 3 月ころでした。

- (1) サライ誌の場合、通常、サライ編集部が編集方針を決め、記事のテーマを決定した段階で、ライターを通じ、私に撮影の依頼が来ていました。テーマによって、取材先が限定されていることもありますが、まだ取材先すら決まってい

ないまま依頼を受けることもあります。そのような場合には、私自身が、テーマにふさわしい場所をいくつか選び、事前調査を行い、取材先の了解をとる交渉などを行うこともあります。ですから、本件訴訟の中で、被告は、写真家には決定済みの日時、撮影内容、場所を伝えるだけだった、などと述べていますが、それが常であったという趣旨なら、私に関する限り、これは事実には反しません。

たとえば、2002年12月19日24号「失われゆく伝来の美味」という企画は、このテーマ自体、私が提案したものです。この企画では、取材先についても、私が事前調査をした上で提案をした「長良川のサツキマス」、「四万十川の天然鮎」、「沙流川の柳葉魚」、「諫早湾の魚介類」の4つが、そのまま採用され、誌面を飾っています。

(2) 実際の撮影の場面では、具体的な撮影対象・撮影方法は、写真家である私の裁量・現場判断に任せられていました。もちろん、山菜を撮ることがテーマとなっているときに魚を撮るなどということはありませんが、山菜の何をどのような状態で、というような撮影対象物の決定も私がします。ライターと協議することもあります。しかし、その場合でも、アングル、シャッター速度、露光、シャッターチャンス等の決定は、すべて私が決めております。

もちろん撮影結果は、依頼の本旨に沿った写真でなければなりません。

いうまでもなく、「このような写真がほしい」ということと、「それをどうやって写すか」ということは別です。その間にある差異は、ケースによって相当異なり、写真撮影の中でも、一部の広告写真などのケースでは、事前に、アングルなどについて、現場でも発注側から非常に詳細な指示がなされる場合がないではありません。しかし、私が撮影を担当したサライの取材の場合には、記事のコンセプトを私が理解し、ライターや編集者も、それぞれの観点から「このような写真」のイメージが作られます。大枠において一致することは少なくありませんが、だからといって、そのとおりの写真が誰にでも一様にできる位ならライターや編集者が撮影できる筈ですが、現実にはそうなっていません。編集者は撮影現場に立ち会ったことすらほとんどありません。私が過去のデータをみながら、記憶をたどったところ、地方取材97件中1件、都内取材91件中

6 件に立ち会ったにすぎません。このように具体的な撮影内容・撮影方法は、私に任されています。また、現場において、同行したライターから、写真の撮影について意見が示されることはありましたが、これはあくまでも、「参考意見」に過ぎないものでした。このことは、いわば職業写真家と言うものが存在している理由でもありますから、いうまでもないことです。

被告が、写真の著作権が私にあることを争っていないのは、この常識を否定できないからですが、そのくせ撮影実態を歪曲するのは、そこから所有権の根拠を引き出したいからでしょうか。私には皆目検討もつきません。

(3) 撮影終了後、私は、写真を自分で現像に出し、現像所から戻ってきた写真を 1 枚 1 枚チェックして使用推奨カットを選択し、サライ編集部に引き渡していました。

なお、この引渡しの際、私は、必要に応じて、被告に渡したポジの枚数をいつでも確認できるようにしていました。具体的に申せば、私は、現像所から、現像済みフィルムをフィルム 1 本分 (36 コマ) ずつ透明のシートに収めた状態で納品を受けるのですが、そこから使用推奨カットを切り離す際、切り離さなかった残り全てのフィルムについて、企画ごとに袋に入れ、テーマ・撮影年月日・撮影場所・コード番号・撮影本数等をメモした上で、すべて整理して保存していました。また、その内容をパソコンで入力しデータベースを作成していました。ですから、被告に引き渡したフィルムの枚数の把握に欠けることはありませんでした。

本件訴訟において、被告は、本件フィルムの所有権は被告にある、という主張を展開しています。しかし、そうだとしたら、なぜ、撮影済み写真をすべて引き渡すよう私に要求しなかったのでしょうか。なぜ、その中から、編集目的に合致するカットを自分の目で選別するチャンスを放棄していたのでしょうか。もし、被告の所有物だと思っていたら、私は、写真撮影後、わざわざ自分のお金をかけて写真をマウントしませんし、私が使用推奨カットを選別して、それのみを引き渡すというやり方もしません。使用した全てのフィルムを所有権者たる被告に引き渡さなければならないはずですから。もちろん、上述のような私達写真家の通常のやり方について、被告が私や他の写真家にこれまでクレームを出したことは一度もありませんでした。

私は、写真を創作し、テーマに沿ったものを複製許諾して引き渡せば、それでよかったのであり、この訴訟で被告が述べている理屈を除けばこの点についての被告の理解は私の理解とは異なっていなかったのです。

- (4) 私の選別後、私からフィルム of 引渡しを受けたサライ編集部は、私の選んだ使用推奨カットの中からさらに絞りをかけて掲載写真を最終的に決定し、サライ誌へ掲載し、雑誌を発刊していました。
- (5) 少し話は変わりますが、本件訴訟において、被告は、「ポジフィルムの所有権は被告にある」という主張を根拠付けるべく、「実費の負担」なるものを問題にしています。

この点、仮に、撮影実費を全て被告が負担していたとしても、私と被告との間で、フィルムの所有権を被告に渡すということは約束していませんから、フィルムが被告のものということにはならないはずですが、その事実についていえば、被告は、ほとんどの実費を負担してくれてはいませんでしたので、そのことも指摘しておきたいと思います。

実費のうち、被告が負担してくれたのは、感材代（フィルム代と現像代）および取材時の交通費の一部のみでした。とはいえ、フィルム代についても、私がサライの撮影のために使用した総フィルム本数 1,360 本のうち、被告がフィルム代を支払ったのは、1,246 本分にとどまり、114 本分のフィルム代については、私が負担しています。つまり、被告が主張しているほど、明瞭にフィルム代の支払の性格が決まっていたわけではありません。

また、サライの撮影のほとんどは地方取材であり、交通費は金額的にいって非常に大きな負担でした。しかし、被告は、経費節減を図るため、取材時の交通費の総額についても制限を課していました。そこで私は、ライターと相談の上、互いのスケジュールを調整し、一回の出張で、他の出版社から依頼された撮影取材と被告から依頼された撮影取材とを同時にこなすことで、当該出張について、他社から全部ないし一部の交通費の支給を得て、何とかサライの取材費用を捻出していました。サライの地方取材 96 件のうち、実に 30 件以上がそのようなケースで、往復の交通費すら、被告は全額の負担をしてくれてはいませんでした。

そしてまた、私は、相手方との打ち合わせ飲食費はもとより、発光させるた

びに消耗するストロボの放電管、同様に消耗する機材費、ストロボのバッテリー代、カメラのバッテリー代、原稿引渡しの際に使用したマウント代、マウントを収めるスライドファイル代、原稿引渡し時の交通費・宅急便代等の諸費用について、いずれも自分で負担してきました。私は、これらの費用について、被告に対し請求をしたことも、被告から支払いを受けたこともありません。

結局のところ、「実費の負担」なるものは、被写体をカメラで写し、ポジとして引き渡すまでの費用の一部にすぎないのです。

3 写真引渡し後の返却依頼

さて、このような流れで、私はサライ編集部に対し、順次、写真を引き渡してきましたが、本件訴訟の中でたびたび申し上げているように、私は、サライ誌上に複製させるために写真を引き渡しただけで、使用後は、当然返却してもらおうつもりでした。このことは、これまで当然と思って、誰も疑っていなかった筈です。

私は、サライの撮影に携わるようになった 1998 年の段階から、サライ編集部の K. M. 氏に、使用後の写真はきちんと返してくださいとお願いしています。これに対し、K氏は、「遅くなりますが返却します」とはっきりと応えてくれます。そして、概ねそれは守られていました。

そして、K氏が他の部署へ移動した後も、不定期ではありますが写真フィルムの返却がされておりました。不定期になるのは、版下作成の都合など、様々な編集上の理由と聞いていましたので、全てのフィルムがこのような編集部の何らかの都合で遅れているだけと信じており、後になって、長期に戻ってきていないフィルムが累積していることになかなか気付かなかったのです。

4 写真使用契約書の締結拒否

(1) 2002 年 12 月、広告代理店から、私のところに、サライ 2002 年 11 月 21 日号に掲載された私の撮影写真についての二次使用の申し入れがありました。この申し入れがあった写真は、タイアップ企画用のものでした。「広告主に写真を贈呈したいから、サライの掲載写真を二次使用させてほしい」という話でした。

この依頼があったのは、掲載号発行後すぐのことでしたから、このとき、当

該写真のフィルムは、まだサライ編集部から戻ってきてはいませんでした。そこで、私は、サライ編集部に連絡して経緯を説明し、当該フィルムを返して欲しいとお願いしました。

- (2) すると、サライ編集部は、突如、私のところに、「書いてもらわなければならない書類がある」として、甲第2号証の写真使用契約書を、返信用封筒を添えて送り付けてきました。

見ると、この契約は、私が被告に対し、サライに掲載した写真をデジタルデータ化することを許諾するという内容でした。また、私の写真の二次使用の依頼を、被告を窓口として受け付けるようにし、本来、写真の著作権者かつ所有者である私が全額を受け取るべき二次使用料について、被告にその一部を分配することも内容としていました。

私は、これまで被告から自分の写真をデジタルデータ化するという話を聞いたことはありませんでしたから、この契約書の内容に大変驚きました。また、私は、自分の著作物であり所有物である写真を、サライに掲載・出版することは認めたとしても、それはこれまでの写真家以外の多くの著作権者同様に一度きりの使用許諾であり、当該写真について第三者に対し二次使用を許諾する権限はあくまでも著作権者である自分にあると考えておりましたので、これをデジタルデータ化されたり、被告ないし不特定多数の第三者に自由に使われることは、私の望むところではありませんでした。

ですから、2003年1月、私は、この契約に応じる意思のないことをはっきりと被告に伝えました。

- (3) その後——、私が写真使用契約書へのサインを拒否したことが気に食わなかったのでしょうか、しばらくして、被告からの撮影依頼は途絶えてしまいました。

5 写真未返却の疑惑浮上

- (1) このようにして、写真使用契約締結の拒否を機に、サライ編集部からの依頼はなくなりましたが、このときの私はまだ、サライ編集部に貸し出していたポジフィルムに未返却があるとか、被告において、私の写真が無断でデジタルデータ化されているとかいうことは知りませんでした。

しかし、2003年8月ころ、私は、二つの出来事を機に、サライ編集部に貸し

出していた自分の写真のポジフィルムは、その全てが返却されているわけではないのかもしれないという疑問を抱くようになりました。

- (2) その出来事の一つ目ですが、この時期、私は、被告から発行予定の書籍「ポケットサライ『老舗ホテルの上手な使い方』」の編集を担当していた記者から、私のサライ掲載写真の一部を、ポケットサライ上で掲載・出版したいから、当該写真のポジフィルムを貸してもらえないかと依頼を受けました。

そこで、私が、自分の保有する写真を探したところ、とっくに返却されているべきはずなのに、当該ポジフィルムは私の手元にはありませんでした。そのため、私は、上記担当記者に対し、当該フィルムは、まだサライ編集部が保有しているようなので、サライ編集部から借りてほしいと伝えました。

すると、上記担当記者は、サライ編集部から当該写真の貸し出しを受け、ポケットサライにて使用することが出来たようでした。(実際、その後2004年2月10日になって、被告から私のもとに、当該写真のポケットサライでの掲載・出版に際しての出版契約書が送付されてきて、同契約書への署名・押印を求められましたので。)

- (3) また、もう一つの出来事はといいますと、同じく2003年8月、私は、某広告制作プロダクションから、JTB中部の旅行パンフレットに私のサライ掲載写真を使用したいので、当該フィルムを貸してほしい、と連絡を受けました。

私は、自分の保管しているフィルムを探してみましたが、またも、とっくに戻ってきている筈の当該フィルムは、私の手元にはありませんでした。

そのため、私は、上記プロダクションに対し、当該写真はまだサライ編集部が保有しているようなので、サライ編集部から借りてほしいと伝えました。

上記プロダクションがサライ編集部に当該フィルムを保有しているか問い合わせたところ、サライ編集部は、上記プロダクションに対し、その旨認めたということです。

- (4) このように、二度に渡って、とっくに戻ってきている筈のサライ掲載写真のポジフィルムが自分の手元に返却されていないという場面に出くわしましたので、私は、ひとつの疑念——もしかしたら、サライ編集部に貸し出した写真のポジフィルムのうち、未だサライ編集部から返却を受けていないものが相当数あるのではないか、というもの——を抱きました。

そこで、私は、自分が保有していたポジフィルムのチェック作業に取り掛かりました。

その結果、自分でも驚いたのですが、相当数のポジフィルムが未返却のままになっていることが判りました。塵もつもれば山となるとは、このことだと驚きました。

6 写真返却交渉及び無断デジタルデータ化の発覚

(1) そこで、2003年11月10日、私は、サライ編集部に対し、この事実を伝えて、当該未返却ポジフィルムの返還を口頭で要求しました。

しかし、それから2004年3月15日まで、サライ編集部は、当該ポジフィルムを1枚も返却してくれませんでした。そのため、同日、私は、サライ編集部に対し、電話をかけて、この件の問い合わせをしました。

すると、サライ編集部は、「未だ確認作業が完了していない」「なるべく早く返却したい」と答えました。

その後、2004年3月30日及び同年4月に、サライ編集部は、私の元に、ようやく、ポジフィルムを送り返してきましたが、それは、ほんの一部でした。

(2) さらに、2004年4月、私は、「ポケットサライ『長生き食事処』」の担当編集者に対し、当該書籍中に掲載・出版した私の写真ポジフィルムを返してほしいと電話で連絡を入れました（この書籍は、前項(2)でお話した「ポケットサライ『老舗ホテルの上手な使い方』」とは別の書籍ですが、この書籍と同様に、私が撮影しサライ誌面で掲載使用された写真が、当該書籍中で二次使用されていました。）。)

すると、驚くべきことに、折り返し担当編集者の代理として連絡してきた記者は、「当該写真はデジタルデータのようなもので入稿したので、ポジフィルム自体は保管していない。だから返却することは出来ない」と述べました。

このとき初めて、私は、被告が、私に無断で、既に私の写真をデジタルデータ化していた、という衝撃の事実を知りました。

(3) そこで、私は、2004年5月26日、被告に対し、抗議文(甲6)を送付して、上記写真未返却や無断デジタルデータ化について抗議の意思を表明しました。

これを受けて、同年6月7日、私とサライ編集部副編集長O. J. 氏(以下

「O氏」といいます。)との間で、協議の場を設けました(このときの会話は甲12として証拠提出しています)。

この場において、O氏は、私から借りている写真フィルムの相当数を、私に無断でデジタルデータ化したこと、被告社内に当該デジタルデータのCD-ROMが存在すること、また、そのようなデジタルデータ化が私の複製権を侵害するものであること、さらに、今後、当該デジタルデータを被告データベースから削除した場合には、当該削除が完了した旨を私にきちんと通知すること、などを明言しました。

その後、同年7月3日、サライ編集部は、私のもとへ、364点もの未返却写真のポジフィルムを返却しました。

(4)しかし、それでもまだ、相当数が未返却のままでしたので、私は、同年7月16日、サライ編集部に対し、なお未返却である写真ポジフィルム510点を返してほしいと書面で要請し、同時に、もし返却できない場合には、補償金を支払ってほしいと、補償金額を提示しました。こうしない限り、ダラダラと先延ばしにされるという危機感を感じたからです。

これに対し、同年8月6日、サライ編集部は、私のところに、当該未返却ポジフィルムの一部を宅急便で返却してきました。また、被告は、フィルムに同封して、書面を送ってきており(甲3)、この書面の中で、私がサライ編集部に貸し出した写真ポジフィルムのうち、405点について、私に無断でデジタルデータ化したことを認めました。

このときの書面によれば、被告がデジタルデータ化作業を行ったのは、2001年16号～2003年14号のサライ掲載写真に限られており、その後はデジタルデータ化を中止しているということでした。また、この書面に同封して返却された写真はデジタルデータ化した写真であるとの記載もありました。

しかし、このとき返却されたフィルムの中には、2003年15号掲載分の写真ポジフィルムが含まれていました。被告は、少なくとも、2003年15号以降も、デジタルデータ化作業を中止していなかったということになります。このように、被告の「デジタルデータ化はすでに中止している」という説明は、当初から正確なものではありませんでした。私としては、被告による無断デジタルデータ化作業は、なおも中止されずに継続しているのではないかと疑わざるを得

ませんでした。そうとすれば、少なくとも、2001年16号以降の掲載写真合計461枚は、私に無断でデジタルデータ化されたと考えるほかありませんでした（その後、被告は、2003年15号の掲載写真もデジタルデータ化したと主張を改めましたが、なぜか、デジタルデータ化した写真の合計点数については、405点であるという主張を維持しているのです、ばれたものは認め、その結果生ずる矛盾については口を閉ざしているのです・乙14）。

(5) その後、サライ編集部は、同年9月13日、私の元に、大量の写真ポジフィルムを送ってきました。このとき、サライ編集部からは、サライ編集部が保有する写真ポジフィルムのうち、どれが私の撮影写真かわからなくなっているの、第三者の撮影写真も混じっていると思うが、保有する写真ポジフィルムをまとめて送付する、については確認の上、私の撮影写真のポジフィルムを回収してほしい、と告げられました。

私は、この説明に一層不安を感じました。この大量のポジフィルムを精査して、自分のものを抜き出し回収しました。他人のポジが私の中に混じっていました。

2004年9月24日の段階で、私は、従前、サライ編集部に対し返還を請求した510点のポジフィルムのうち、401点について回収を終えました。裏を返せば、右510点のうち、109点が未返却のままでした（甲4）。

他方、私は、これとほぼ同時期、上記510点の請求分以外に、9点のサライ掲載写真ポジフィルムが未返却であることを確認しました。そこで、私は、サライ編集部に対し、電子メールにて、当該9点の写真ポジフィルムの返却を要請しました（甲5）。

すなわち、この時点において、未返却のポジフィルムは、合計118点存在していました（その後、本件訴訟開始後に、1点、複製写真が存するとの被告からの指摘があり、問題の写真の点数は1点減ぜられることになりましたので、現在、私は、117点のポジフィルムについて、補償金を請求しております）。

(6) この後、私は、弁護士を立てて、被告に対し、改めて返却要請をしました。しかし、これ以後、現在まで、上記117枚の未返却ポジフィルムが戻ってくることはありませんでした。

7 業務妨害

さて、話は変わりますが、第5項(3)で述べたJTB中部の旅行パンフレットの件については、その後、上記プロダクションからの連絡がなかったため、私は、どうしたのだろうと思い、2003年11月4日、上記プロダクションに対し、進行状況について問い合わせをしました。

すると、上記プロダクションからは、思いがけず、「料金に折り合いがつかず、私の写真の使用を見送った」と回答がありました。

けれど、私は、上記プロダクションから提示されていた当該写真の使用料4万円については、同意していたため、なぜ料金に問題があったのだろうと不審に思いました。そこで、上記プロダクションに対し、重ねて詳細な説明を求めたところ、上記プロダクションから、驚くべき回答がありました。

当時、そのプロダクションが、サライ編集部に当該写真ポジフィルム of 引渡しを求めたところ、サライ編集部は、何の根拠か当該写真についての「著作権」を主張し、私に対する支払いと同額の使用料を支払うよう上記プロダクションに請求したというのです。そのため、上記プロダクションは、想定していた使用料の倍額を支払わなければならない、これを予算的に受け入れることが出来なかったため、当該写真の使用を断念した、ということでした。

このサライ編集部の所為は、私に対する営業妨害というほかありません。被告には、私の写真の二次使用について、何の権利もないのですから。従前は、被告は、「写真使用権について編集部の認識が誤っておりました」と、率直に私に謝罪していました(甲7)。私は、上記抗議文(甲6)において、このこともサライ編集部に抗議しました。本件訴訟の場では、被告は、この件についての自身の非を否定していますが、この訴訟でポジの著作権を主張しないにも拘らず、「被告の著作権」を主張して、ひとつの取引を破綻させた責任を認めないのは、どういう考えでしょうか。

8 デジタルデータ化の実態

本件訴訟において、被告は、私の写真をCD-ROMにデジタルデータ化して複製したことは認めています、いわゆる「公衆送信可能化状態」においていたことは否定しています。しかし、被告の言い分は全くの嘘です。被告は、自分の

責任を逃れようと、嘘を重ね続けているのです。

(1) 2004年6月7日のサライ副編集長大窪氏との協議の際、大窪氏は、私を含めた写真使用契約書にサインしていない写真家のポジフィルムについて、CD-ROMに複製することはしたが、サーバーにはアップしていないと説明していました。しかし、これは嘘でした。被告は、被告準備書面(2)において、原告の写真をサーバーに蓄積した事実を認めています。

(2) また、被告は、被告準備書面(4)で「机の上のパソコンから見れるというのは、社カメ(社員カメラマン)が撮ったものなんですよ」との大窪発言を引用し、一般社員のパソコンから閲覧出来るのは社員カメラマンの撮影した写真データだけであると主張しています。

しかし、サーバーへのアップは、他の編集部(雑誌、単行本など全ての)において、この写真を二次利用するためと考えるのが、目的でしょう。被告は、それを否定していますが、私は信じません。フィルムをサーバーにアップする手間をかけながら、編集部員が見ることができないデータ記録に一体どんな意味があるでしょう。

編集部員がすべて自由にか、パスワードを使ってかはともかく、少なくとも小学館という特定ではあれ、多数の社員がアクセスできる状態に置かれていると、私は確信しています。

9 私の受けた損害

(1) 本件訴訟において、私は、被告に対し、写真紛失の損害として、表紙使用写真1枚あたり30万円、誌面使用写真1枚あたり15万円を請求し、公衆送信可能化権ないし複製権侵害の損害として表紙使用写真1枚当たり5万円、誌面使用写真1枚当たり3万円を請求しています。

また、営業妨害によって生じた損害として、4万円を請求しています。

(2) このうち、被告の営業妨害によって私に生じた損害は、プロダクションから得られるはずの写真使用料4万円であることが明らかです。

のみならず、上記写真紛失の損害と公衆送信可能化権侵害の損害についても、私の請求額は、決して高いものではありません。

(3) 写真紛失の損害について申し上げますと、被告自身が運営にあたっているイ

インターネットを利用した写真貸出サービスである、小学館フォトサービス（SPS）の利用規定では、被告は、デュープおよびCD-R（デジタルデータ）の貸出について、書籍・雑誌での使用料を1万5750円と規定し、何度でもコピー可能な複製の貸出しでありながら「万一、破損した場合は、罰則金として通常の使用料の10倍の料金をお支払いいただくこともあります」としています。また、「6ヶ月以上返却せず、こちらが紛失したとみなしたときは罰則金を頂きます」とも規定しています。

このことから、破損時の罰則金は程度により異なり、その最大が通常使用料の10倍であると理解することができます。紛失は最大の破損、つまりは全損と理解できますので、デュープおよびCD-R（デジタルデータ）の紛失（＝全損）補償金額は、書籍・雑誌利用の場合の使用料の10倍である15万7500円となります。

そしてまた、大阪地方裁判所平成15年（ワ）第12075号損害賠償請求事件で当該事件の原告が提出したフォトエージェンシーの料金一覧表によれば、5社の紛失補償金（原版）の平均は33万3333円以上となっていて、複製写真の紛失補償額の平均は10万円以上となっています。この裁判では、当該料金一覧表を根拠に「人気漫才コンビの写真であるからポジフィルムの時価は、35万円と認めるのが相当」と5社の平均金額を上回る判断をしています。

小学館フォトサービスにおける複製写真の紛失補償金額はフォトエージェンシー5社の複製写真の紛失補償金額の平均金額よりも1.575倍高額に設定されていますから、SPSでは原版の貸出は規定されていませんが、仮に貸出した場合の紛失補償金額は

$333,333 \text{円} (5 \text{社の平均補償金額}) \times 1.575 \text{倍} = 524,999 \text{円}$
と算出することが出来ます。

私が被告に求めた原版の紛失補償金額は、表紙使用写真1点30万円、本文使用写真1点15万円ですが、フォトエージェンシー5社の平均紛失補償金額の33万3333円や上記の計算で算出された小学館フォトサービスの原版紛失補償金額の52万4999円よりも安価であり、法外な金額を要求しているわけではないことがわかります。

加えて、私が求めている本文使用写真1点15万円という補償金額は、私が

所属する社団法人日本写真家協会書式の写真貸出票に添付されるネガ保険を利用した場合、カラー写真1点紛失に対して日新火災保険（株）が規定する最低補償金額です。

そしてまた、表紙写真の補償金額を30万円としたのは、被告準備書面（2）で被告が述べているように、サライのページ単価が2万5千円に対して表紙使用の場合には倍の5万円であることから算出したものです。

（4）無断デジタルデータ化により私に生じた損害ですが、被告は、私には「財産的損害は何ら発生していない」と主張しています。しかし、勝手にデジタルデータを作成し、CD-ROMにも落としている以上、本来であれば、複製使用料が支払われなければならないところです。とすれば、その額が私の財産的損害となります。

しかも、今回のデジタルデータ化は、O氏が私に説明しているように、社内外で有効利用するため、すなわちフォトエージェンシー業に利用するため、編集段階で作成することもあるデジタルデータとは別に、あらたに印刷可能なクオリティでオリジナルポジフィルムからスキャニングを行い商業利用のためのデータベースを作り上げたというものです。大窪氏は、2003年1月、私に、「これまで社員の写真を管理する写真資料室ではお金を生むことができなかったが、SVDでサライなどに掲載された写真をデジタル化したうえでデータベースに登録し社内外に有償で貸し出す新たな事業を立ち上げる」とも説明していました。

被告は、著作権侵害にあたりと認識しながら「(時間がかかるので) 契約をいただく前に作業をやってしまおう (甲 12・3 頁)」として、大部分の写真家に契約書の提示すら行なわずに無断デジタルデータ化を進めたもので、原告の写真についてはほとんどデジタルデータ化が終了していると説明しています (甲 12・3 頁)。

被告はこれを「準備行為」と称していますが、ポジフィルムをデジタル化しWebサーバーに保存した時点において、端末の数によってデジタルデータはすぐにでも利用可能な状態になりますので、その意味でデジタル化が終了した以後において「準備行為」などありえません。実際に被告は、単行本「長生き食事処」において、この違法に複製されサーバーに蓄積されたデジタルデータ

を 56 点利用しています。

実際に外部へ貸出しが出来るまでにはシステム構築や多方面への告知などといった「準備行為」も必要になりますが、デジタル化しデータベースに登録した時点でフォトエージェンシー業に利用するための商品化は完了しています。データベースそのものが営利目的の商品であり、いわば「デジタル版の商品カタログ」を完成させるために私の写真を複製利用したのですから、当然私に使用料が支払われるべきものです。

そもそも、私は「写真使用契約書」を締結しておらず、「報酬はデータベースに登録された写真が利用された場合に支払う」としている点について私は拘束されていませんので、その登録された商品が売れたか売れなかったかについては被告の問題であって私には無関係です。

前出の、大阪地方裁判所での平成 15 年（ワ）第 12075 号損害賠償請求事件で原告が提出したフォトエージェンシー料金一覧表によれば、5 社の雑誌・書籍でのカラー写真使用料の平均は 3 万 0600 円となっています。

私が複製許諾料相当額として被告に求めた本文使用写真 3 万円という金額は、上記フォトエージェンシー 5 社の平均金額に極めて近い妥当な金額であることがわかります。

また、表紙使用写真の 5 万円については、被告準備書面（2）で被告が述べているようにサライ表紙使用の場合の使用料が 5 万円であることから、これも妥当な金額であることがわかります。

10 署名活動

本件訴訟において、被告は、日本を代表する出版社でありながら、無断デジタルデータ化に関して「仮に、被告の行為が、原告の複製権を侵害するものであったとしても、原告には財産的損害は何ら発生していない」と開き直りともいえる主張をし、ポジフィルムの紛失に関して「材料費や取材費を負担しているから、著作権は写真家にあるものの、ポジフィルムの所有権は小学館に帰属する」ため「自己の所有物の紛失だから原告に財産的損害は発生していない」と主張し、紛失により二次利用の機会を奪われてしまった私の損害を認めておりません。

私は、このような被告の主張を認めることは「写真家（著作権者）の権利を著しく制限し、形骸化することになるため、全ての写真家（著作権者）の権利を著しく後退させるものであり到底容認することはできない」と考え、写真家やクリエイターなどに被告の主張に対する反対署名を呼びかけ、2007年1月30日、東京地方裁判所へ「写真家の著作権とポジフィルムの所有権に関する要望書」とする1,902名（うち写真家の署名者数は1,094名）の署名名簿を提出しました。私も驚いた程、短期間に予想をはるかに上回る多数の署名が集まったのです。

この署名には日本を代表するほとんどの写真団体（日本写真家協会、日本広告写真家協会、日本写真著作権協会など）が支援し、写真家のほかにも、雑誌編集者、ライター、画家、イラストレーター、テレビ関係者、新聞社をはじめ多くのクリエイターも被告の主張に異を唱えております。また、「すべての出版社が小学館のような著作権に対する考え方であると同視されては迷惑」として署名に賛同してくれた大手出版社の編集者も含まれています。

11 最後に

私自身のためばかりでなく、すべての写真家の権利擁護のためにも、本件裁判における私の主張が認められ、他方、被告の独善的な主張が排斥されることを願っております。

以 上